

京都市告示第 4 6 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	西賀茂水0107号	北区西賀茂上庄田町110番地の 1 地先 同上	
2	太秦水0115号	右京区太秦森ヶ前町11番地の11地先 同町13番地の16地先	
3	太秦水0116号	右京区太秦木ノ下町12番地地先 同町16番地の10地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	柳辻水0011号	山科区柳辻池尻町61番地の 1 地先 同町63番地の 3 地先	
2	柳辻水0019号	山科区柳辻西潰23番地地先 同町20番地の 1 地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 する 起 点 廃 止 する 終 点
1	西賀茂水0055号	北区西賀茂上庄田町110番地の 1 地先 同町300番地の12地先
2	一乗寺水5001号	左京区一乗寺松原町75番地地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)